

(注) 津地方裁判所伊勢支部平成19年(ワ)第33号, 同第第66号事件の判決(原判決)のうち, 6頁3行目から17行目までの部分(原判決引用部分)を抜粋したものです。

### 3 参加人の主張

#### (1) 本件売買契約に至る経緯

ア 原告は, 契約書(甲1)によると, 平成15年3月29日に申込み, 自動振替のための原告名義の預金口座の記載, 届出印の持参押印などがなされており, 同月15日から同月29日までの間, 面談の日時, 場所の打ち合わせ, 通帳や届出印の持参指示などがあつたはずである。したがって, 原告は, 商品購入のリスクを容認して赴いたものである。

イ 原告は, 同月30日, Aから, 契約の意思確認の電話を受けているが(乙3の1), その際, 原告は, Aに対し, 無理矢理契約させられたなど何ら言っていない。したがって, 原告は, その際, 商品購入意思があつたものと思われる。

ウ 本件売買契約後, 1年経過しても, Aは, 顧客からのクレームが正当ならばキャンセル処理しているところ, 原告は, 2年以上を経過した後, 初めてクレームをしたものであり, 商品購入の際, 購入意思があつたものと思わざるを得ない。